



平成30年4月1日から

水道料金と 下水道使用料が 変わります。

第1特集

変更後

種類	用途区分	口径区分	基本料金	従量水量と料金	
				①	③
上水道	一般用	25 mm 以下	830円	【1 m ³ ～8 m ³ 】 10円	【9 m ³ ～】 159円
		40 mm	1,140円		
		50 mm	3,240円		
		75 mm	5,710円		
		100 mm	10,030円		
		150 mm	29,060円		
200 mm	48,550円				
	浴場用	—	6,430円	【1 m ³ ～100 m ³ 】 5円	【101 m ³ ～】 90円
(支笏湖温泉地区)	簡易水道 一般用	現行の水道料金から変更なし			
	簡易水道 臨時用	現行の水道料金から変更なし			

※従量料金は、いずれも1 m³あたりの金額です。

種類	用途区分	基本水量	基本料金	従量水量	
				従量水量	従量料金
上水道	一般用	8 m ³	780円	9 m ³ ～ 50 m ³	135円
				51 m ³ ～ 1,000 m ³	137円
				1,001 m ³ ～	139円
	浴場用	100 m ³	5,600円	101 m ³ ～	86円
	臨時用	8 m ³	1,400円	9 m ³ ～	139円
(支笏湖温泉地区)	簡易水道 一般用	8 m ³	1,110円	9 m ³ ～ 50 m ³	161円
				51 m ³ ～ 1,000 m ³	163円
				1,001 m ³ ～	165円
	簡易水道 臨時用	8 m ³	1,900円	9 m ³ ～	165円

水道料金は どう変わるの？

平成30年4月1日から

水道料金と 下水道使用料が 変わります。

第1特集

市は、平成30年4月1日（5月検針分）から、水道料金の《引き上げ》と下水道使用料の《引き下げ》を行います。なぜ料金が変わるのか、家計への影響はどうなるのかなど、今月の特集では、私たちの生活に欠かせない上下水道の料金改定についてお知らせします。

どうして変わるの？

平成30年4月1日（5月検針分）から、水道料金は、平均17・5%の《引き上げ》、下水道使用料は、平均15・0%の《引き下げ》を行います。

① 水道料金の引き上げ

市の水道事業は、これまで、経費の節減など、経営の効率化に努めてきましたが、平成27年度から赤字経営が続いています。これは、水源を安定的に確保するため、平成27年度に開始した「石狩東部広域水道企業団拡張事業※」からの受水（水道水の購入）によって、費用負担が増加したことなどによるものです。

こうした厳しい経営状況の中、今後は、古くなった水道管や浄水設備の更新を計画的に実施しなくてはなりません。今回の料金引き上げは、将来にわたって、安全でおいしい水道水を安定的に供給す

るために必要な財源確保を目的としています。

※石狩東部広域水道企業団拡張事業：夕張シューパロダム建設事業への参画により、良質で水量が安定している千歳川上流を水道水源として確保し、千歳市、江別市、恵庭市、北広島市、由仁町、長幌上水道企業団を給水対象とした広域水道事業

② 下水道使用料の引き下げ

一方、市の下水道事業は、これまでの経営効率化などにより、今後も安定した経営を維持できる資金が確保され、良好な経営状況にあります。また、下水道管などについては、老朽化が進んでいないため、当面は更新の必要がないと見込まれます。

そのため、経営効率化の成果を使用料に反映させるとともに、水道料金や消費税率の引き上げに伴う負担増を考慮し、下水道使用料の引き下げを行います。

① 基本水量を廃止します

基本水量とは、一定水量の範囲内で料金を定額とする制度です。生活用水として清浄な水の使用を促し、公衆衛生を向上させるため、全国的に導入されました。しかし、現在では、水道の普及率がほぼ100%となり、《公衆衛生の向上》という役割はなくなったといえます。また、家庭では、基本水量の8 m³まで使用しない世帯が増えていきます。

基本水量を廃止し、使用水量に合った料金にすることで、節水の努力により、支払う料金が安くなり、単身、高齢者など、水道の使用量が少ない世帯の負担が公平になります。このとき、こうした世帯の負担が急に増えないよう、現行の基本水量以下の区分に対応する従量料金を新設します。

② 基本料金を口径別に設定します

口径とは、使用者と市の水道管を接続する管の太さ（水道メーターの大きさ）のことです。使用水量が多いほど、水道管や水道メーターは口径の大きなものが必要となるため、これらの維持管理費の増加に対応した料金とします。

③ 従量料金の通増制を廃止します

通増制とは、使用水量が多くなるほど単価が高くなる仕組みのことで、水道水を大量に使用する事業者などには高く、一般家庭などの少量使用者には低い従量料金を設定しています。まちの発展とともに水需要が急増する中で、水源不足に対応し、大量の水道使用を抑制するために導入しました。

一方、現在では、石狩東部広域水道企業団拡張事業からの受水開始により、自然災害などで水源が使用できなくな

④ 臨時用の用途を廃止します

工事などの理由で臨時的に使用するときも、実際の使用水量に合った費用負担となるよう、一般用料金との一体化を図ります。



▼口径

▲水道メーター

口径区分、使用水量は「水道・下水道使用水量等のお知らせ」（検針票）で確認できます。

口径区分：25 mm以下
使用水量：78 m³（1か月分）

※複数の世帯が1個のメーターを使用する共同住宅のときは、検針票は投函されません。



平成30年4月1日から

水道料金と下水道使用料が変わります。

第1特集

1か月あたりの家計への影響

2人でお住まいのBさん

水道を1か月に10㎡使用

現在 変更後

水道: 1,134円 → 1,326円(192円増)
下水道: 1,030円 → 876円(154円減)

合計: 2,164円 → 2,202円(38円増)

1人でお住まいのAさん

水道を1か月に5㎡使用

現在 変更後

水道: 842円 → 950円(108円増)
下水道: 788円 → 642円(146円減)

合計: 1,630円 → 1,592円(38円減)

6人でお住まいのDさん

水道を1か月に30㎡使用

現在 変更後

水道: 4,050円 → 4,760円(710円増)
下水道: 3,449円 → 2,928円(521円減)

合計: 7,499円 → 7,688円(189円増)

4人でお住まいのCさん

水道を1か月に20㎡使用

現在 変更後

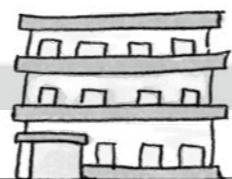
水道: 2,592円 → 3,043円(451円増)
下水道: 2,239円 → 1,902円(337円減)

合計: 4,831円 → 4,945円(114円増)

How much?



わが家の負担はどう変わるの？



共同住宅における水道料金の特例

複数の世帯が1個のメーターを利用するマンションなどの共同住宅では、一般的に使用水量が多くなり、単価の高い従量料金で計算されるため、1世帯当たりの水道料金負担が割高になることがあります。このような共同住宅を対象に、1つのメーターの使用水量を各世帯が均等に使用したものととして料金を計算する特例制度があります。

この特例制度を利用するときは、申請が必要となりますので、詳しくは料金センターへお問い合わせください。

料金センター ☎24-3253 ☎22-8810

①特例制度を利用しないとき (1個のメーターで計算)

基本料金 (40mm)	1,140円
従量料金	46,508円
消費税	3,811円
徴収料金	51,459円
1世帯あたりの料金	2,572円

②特例制度を利用するとき (1世帯15㎡使用とみなして計算)

基本料金(25mm以下)	830円
従量料金	1,193円
消費税	161円
1世帯あたりの料金	2,184円
徴収料金	43,680円

【例】口径40mmで20世帯入居のマンション全体で水道を1か月に300㎡使用したとき
※平成30年4月(5月検針分)以降の料金で計算しています。
※各戸の口径は25mm以下とみなします。

水道料金・下水道使用料に関するお問い合わせは

水道局総務課主査(経営企画担当)
☎24-3252 ☎22-8810



変更後

区域	汚水種類	終末処理場への接続	基本使用料	従量水量	従量使用料
処理区域内	一般汚水	接続あり	550円	1㎡~8㎡	9円
				9㎡~50㎡	95円
				51㎡~1,000㎡	99円
	接続なし	100円	1㎡~8㎡	1円	
			9㎡~	14円	
			1,001㎡~	103円	
公衆浴場	接続あり	5,100円	1㎡~300㎡	1円	
			301㎡~	25円	
			1㎡~8㎡	3円	
温泉水の汚水	接続あり	13,000円	9㎡~	11円	
			1㎡~8㎡	10円	
			9㎡~50㎡	101円	
処理区域外	一般汚水	接続あり	860円	51㎡~1,000㎡	105円
				1,001㎡~	109円
				1㎡~8㎡	1円
接続なし	170円	9㎡~	22円		

(税抜)

【現行】

地域	汚水種類	終末処理場への接続	基本水量	基本使用料	従量水量	従量使用料		
市街地の処理区域	一般汚水	接続あり	8㎡	730円	9㎡~50㎡	112円		
					51㎡~1,000㎡	117円		
					1,001㎡~	122円		
接続なし	130円	9㎡~	16円					
		公衆浴場	接続あり	300㎡	6,200円	301㎡~	30円	
		市街地の処理区域外				一般汚水	接続あり	8㎡
支笏湖温泉地区の処理区域	一般汚水	接続あり						
			1,001㎡~	129円				
			9㎡~	26円				
支笏湖温泉地区の処理区域	一般汚水	接続あり	8㎡	1,040円	9㎡~50㎡	150円		
					51㎡~1,000㎡	155円		
					1,001㎡~	160円		
支笏湖温泉地区の処理区域	温泉水の汚水	接続あり	8㎡	15,300円	9㎡~	13円		

(税抜)

※従量使用料は、いずれも1㎡あたりの金額です。

※温泉水の汚水は、支笏湖温泉地区のみの適用です。

③市街地と支笏湖温泉地区の使用料を統一します
市街地と支笏湖温泉地区を結ぶ下水道管の整備が平成28年度に完了し、平成29年4月から支笏湖温泉地区の汚水の処理を市街地の施設(浄化センター)で行うことができるようになったため、市街地の処理区域と支笏湖温泉地区を処理区域内の使用料に統一します。

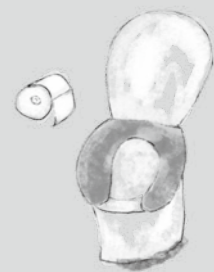
①基本水量を廃止します
廃止の理由や少量使用者への対応は、水道料金と同じです。
②従量使用料の逓増制を継続します
下水道には水道のような口径の仕組みがありません。多量使用者は、少量使用者よりも大きな負担を環境に与えるため、負担の格差を汚水の排出量に求める仕組みを継続します。
また、すべての下水道使用者に対し、同じ水準で使用料を引き下げられるためにも逓増制の継続が必要と見られます。

農村地域の

個別排水処理施設使用料の変更について

個別排水処理施設は、下水道が整備されていない農村地域のトイレ、洗濯、炊事、風呂などの生活雑排水を処理するため、市が設置している合併処理浄化槽です。今回の下水道使用料の変更に合わせて、一律15%引き下げます。

人槽区分	現行	変更後
5人槽	2,500円	2,125円
6人槽	2,700円	2,295円
7人槽	3,000円	2,550円
8人槽	3,200円	2,720円
10人槽	3,900円	3,315円



TOPIC



水道料金・下水道使用料のお支払いにクレジットカードが利用できるようになります。

★利用開始予定 平成30年6月支払い(5月検針)分から
準備が整い次第、広報ちとせや水道局ホームページなどで改めてご案内します。